

ADO18-028

平成 31 年 1 月 18 日

国土交通省

航空局長 蝦名 邦晴 殿

株式会社 AIRDO

代表取締役社長

谷 寧久



**運航乗務員によるアルコール検査未実施での運航開始事案について(報告)**

2019 年 1 月 14 日に発生しました弊社 130 便(定刻 新千歳空港 8:25 発＝中部国際空港 10:20 着)において、当該便に乗務した運航乗務員(機長、副操縦士および訓練生の 3 名)が、弊社規程にて定められている乗務前のアルコール感知器を使用した検査を実施せずに乗務した事象につきまして、別紙のとおり再発防止策をご報告申し上げます。

また、さらに調査、要因分析の深掘りを行い、更なる追加の対策を講じる所存でございます。

先般より連続して発生した飲酒事案に対し、航空業界を挙げて対策に取り組んでいるさなか、アルコール検査未実施にて運航乗務員が乗務に従事したこと、また、当該事象が発覚した後にも乗務を継続させてしまったことにつきまして、当該便にご搭乗されたお客様並びに関係者の皆様に大変ご迷惑をおかけしましたことを深く反省しお詫び申し上げます。

弊社といたしましては、二度とこのような事例を生じさせないように再発防止策を着実に実行し、安全運航の堅持に社長以下すべての役職員が一丸となり取り組んで参る所存でございます。

以上

別紙「運航乗務員によるアルコール検査未実施での運航開始事案について」(報告)

運航乗務員によるアルコール検査未実施での運航開始事案について（報告）

1. 事案の概要

ADO130便に乗務するため、運航乗務員機長A及び副操縦士B並びに第2副操縦士Cが出頭した際、社内規程で乗務前に実施するよう義務づけているアルコール感知器を使用した検査を失念し、これを行わずに乗務をおこなった。

2. 要因分析

機長A及び副操縦士B並びに第2副操縦士Cの証言によると、当日の出頭時の流れは、地上運航従事者へ挨拶を済ませたと同時に、地上運航従事者よりブリーフィングが開始された。この時、機長Aは一旦ブリーフィングを遮ってでもアルコール検査を実施すべきであったが、ブリーフィング終了後アルコール検査を実施すれば良いと考え、そのまま地上運航従事者のブリーフィングを受け入れた。ブリーフィング終了後、通常の流れで機長と副操縦士によるフライトの協議へと進み、アルコール検査の実施を失念し、そのまま機側へと移動してしまったと推定される。

また、当社においては、アルコール感知器を使用したアルコール検査は昨年12月18日より運用を開始した。設定された手順および手法について問題はなかったものの、運用開始からまだ日が浅く、機長A及び副操縦士B並びに第2副操縦士Cにはアルコール検査の習慣が十分に定着していなかったものと考えられる。さらに、乗務前に飲酒の影響がないことを客観的に担保するために必要なアルコール検査を失念したことは、アルコールの影響および自身の健康状態の確認に対する意識が希薄であったと考えられる。

3. 再発防止策(一次対策)

- ①乗員部長より全運航乗務員に対し注意喚起メールを発信【1月14日】
- ②乗員部長より全運航乗務員に対し注意喚起文書を発信【1月15日】
- ③検査の必要性を運航乗務員の視覚に訴求すべく、検査機器の視認性を高める。【1月19日より実施予定】
- ④新千歳空港において、地上運航従事者の立ち合いとは別にアルコールチェック漏れ防止のための監視要員として当社社員を配置する。【1月18日午後より実施】
- ⑤検査実施のリマインドとして、運航乗務員が出頭時に必ず確認するフライトプランに注意喚起の文言を明記する。【1月16日午後より実施】
- ⑥乗員部職制による全運航乗務員を対象とした1対1の面談を行い、アルコールに関する意識の向上とアルコール検査の徹底を図る。【3月末日まで】

4. 再発防止策(恒久対策)

- ①ブリーフィングを実施する全ての地方空港と主基地(羽田)とのリアルタイム通信が可能なアルコール感知器を導入し、アルコール検査の実施について地上スタッフが常時モニターできる体制とする。【3月4日より実施予定】
- ②乗員健康管理医との面談(年1回)に際して、アルコールに関わるカウンセリングを併せて実施することで、運航乗務員の精神面のモニターと必要に応じたケアを行う。【2月分より実施予定】
- ③運航乗務員が参加する会議体において、アルコールの影響及び検査の重要性に関するリマインドを継続的に行うことで、アルコール検査の習慣化と定着を図る。【1月17日より実施】

5. ADO130 便の後、ADO127、128 便の運航を継続した点について

当事案においては、当該運航乗務員が飛行中にアルコール検査未実施について気づき、地上運航従事者へ報告され、組織として事態を把握したが、当該運航乗務員からの電話での聞き取りや中部国際空港でのアルコール検査の結果から、当時の判断として、その後の運航便の乗務を決定した。しかし、本人からの証言のみでは、客観的な情報がなく、前日の飲酒状況の詳細確認および乗務開始時に飲酒の影響がなかったとの断定ができないと考えられる。

当事案にあつては、客観的な事実確認に至らなかったにも関わらず、次の乗務に就かせたことについて、運航安全に関する会社の認識が不足していたと考える。

今後は、会社の基本方針として、当事者からの情報に加え、他の客観的な事実を確認するまでは次の乗務に就かせないものとする。

以上